

瑞浪市子ども発達支援センター ぽけっと「相談室」 運営規程

（事業の目的）

第 1 条 瑞浪市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が設置する瑞浪市子ども発達支援センターぽけっと「相談室」（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児相談支援事業及び指定特定相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及びその家族等（以下「障害児等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児等の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 事業所は、障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 事業所は、障害児等の意思及び人格を尊重し、常に障害児等の立場に立って、障害児に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

3 事業所は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。

4 事業所は、サービスの提供の終了に際しては、障害児等に対して適切な援助を行うと共に、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努める。

5 事業者は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずる。

6 前五項のほか、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 瑞浪市子ども発達支援センターぽけっと「相談室」
- （2）所在地 岐阜県瑞浪市寺河戸町 1149 番地の 1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第 4 条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1 名（常勤職員※相談支援専門員兼務）

管理者は、職員の管理、相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定障害児相談支援事業等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- （2）相談支援専門員 1 名以上（※管理者兼務 1 名）

相談支援専門員は、地域の障害児等からの日常生活全般に関する相談業務及びサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成に関する次の業務を行う。

（ア）アセスメントを実施すること。

(イ) 障害児支援利用計画書及びサービス等利用計画書（以下「利用計画」という。）を作成すること。

(ウ) 障害児支援利用計画書及びサービス等利用計画書（以下「利用計画書」という。）を障害児等に交付すること。

(エ) モニタリングを実施すること。

(オ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(カ) 障害児等からの依頼により、障害児が居宅での生活に移行できるよう、必要な情報及び助言その他必要な援助を行うこと。

(キ) その他必要な相談及び援助を行うこと。

(3) 相談員 1 名以上

(ア) 相談支援専門員の補助及び電話・相談等を行う。

（営業日及び営業時間等）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。（国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。）

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日とする。（国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。）

(4) サービス提供時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

（事業を提供する主たる対象者）

第 6 条 事業所において事業を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体及び知的障害がある児童等。（0 歳から 18 歳まで）

(2) その他ことばや運動等の発達の遅れのある児童等。（0 歳から 18 歳まで）

（事業の提供方法及び内容）

第 7 条 事業の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) サービスの提供方法等についての説明

障害児等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児等に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。

(2) アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施

(ア) 適切な方法により、障害児の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行うものとする。

(イ) 障害児等との面接等を行うものとする。また、面接の趣旨を障害児等に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

(3) 利用計画案の作成

(ア) アセスメントに基づき、地域における指定障害児福祉サービス及び指定通所支援が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、障害児等の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容及び量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとする。

(イ) 利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、介護給付費及び障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、利用計画案の内容について、障害児等に対して説明し、文書により障害児等の同意を得るものとする。

(ウ) 利用計画案を作成した際には、利用計画案を障害児等に交付するものとする。

(4) 利用計画の作成

(ア) 支給決定又は通所給付決定を踏まえて利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者等その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(イ) (ア)に規定するサービス担当者会議を踏まえた利用計画案の内容について、障害児等に対して説明し、文書により障害児等の同意を得るものとする。

(ウ) 利用計画を作成した際には、利用計画を障害児等及び担当者に交付するものとする。

(5) モニタリング(利用計画の実施状況の把握)の実施

(ア) 障害児等及び福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、厚生労働省令で定める期間ごとに障害児等に面接等を行い、その結果を記録するものとする。

(イ) モニタリングの結果、必要に応じて利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は通所給付決定が必要であると認められる場合には、障害児等に対し、支給決定又は通所給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。

(6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から(5)に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

(障害児等から受領する費用の額等)

第 8 条 法定代理受領を行わない事業を提供した際は、障害児等から計画相談支援給付費、障害児相談支援給付費の支払いを受けるものとする。

2 前項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った障害児等に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第 9 条 事業所は、事業を提供している障害児がその相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス及び指定通所支援等につき総法第 29 条第3項第2号及び児法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額の合計額(以下「利用負担額合計額」という。)を算定する。この場合において、当事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、障害児等及び指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は、瑞浪市の全域を原則とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第 11 条 事業の提供により事故が発生したときは、直ちに都道府県、市町村、障害児等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（苦情解決）

- 第 12 条 提供した事業に関する障害児等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定計画相談支援に関し、総法第 10 条の第 1 項の規定により市町村長が、総法第 11 条第 2 項の規定により岐阜県知事が、また、総法第 51 条の 27 第 2 項の規定により市町村長が行う報告書若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児等からの苦情に関して市町村又は岐阜県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岐阜県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した指定障害児相談支援に関し、児法第 24 条の 34 第 1 項の規定により市町村長が、児法第 57 条の 3 の 2 第 1 項の規定により、岐阜県知事が、また、児法第 57 条の 3 の 2 第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児等からの苦情に関して市町村又は岐阜県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岐阜県知事及び市町村長から指示又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

- 第 13 条 事業所は、その業務上知り得た障害児等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た障害児等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た障害児等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約等で周知徹底する。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス等に対して、障害児等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児等の同意を得るものとする。

（虐待の防止）

- 第 14 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。
- （1）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- （3）前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を置く。

（身体拘束等の禁止）

- 第 15 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、障害児又他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。(虐待の防止)

(ハラスメントに関する事項)

第 16 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 17 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、障害児に対するサービスの提供の継続的実地及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第 18 条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。委員会は、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第 19 条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、障害児等に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、瑞浪市と事業者及び事業所との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 5 月 1 日より施行する。